

全日本合唱コンクール全国大会小学校部門開催規定

(名称)

第1条 第〇〇回全日本合唱コンクール全国大会小学校部門（第〇〇回全日本小学校合唱コンクール全国大会）とする。（以下、全国大会と略す）

(大会の目的)

第2条 全国大会は、支部から推薦された合唱団が出演し合唱技術の向上を目指し合唱音楽の普及を目的として、実施する。

(主催)

第3条 主催は、一般社団法人全日本合唱連盟（以下全日本合唱連盟と称す）・朝日新聞社とする。
なお、理事会の承認を得て開催地の自治体を加えることができる。

(後援)

第4条 後援は、関係省庁・開催地の自治体及び自治体教育委員会など全日本合唱連盟理事会で決定したものであるとする。

(試行期間)

第5条 本大会は、第1回大会を2019年度に開催し2024年度までの6年間を試行期間として、開催に伴う様々な問題を整理・調整する。

(開催期日)

第6条 開催期日は、原則として毎年11月第2週の日曜日とし、開催日程は全日本合唱連盟理事会で決定する。

(開催地)

第7条 開催地は全日本合唱連盟理事会で開催の3年前までに決定する。

(推薦母体)

第8条 出演団体の推薦母体となる支部は次のとおりとする。

全日本合唱連盟北海道支部	全日本合唱連盟東北支部	全日本合唱連盟関東支部
全日本合唱連盟東京支部	全日本合唱連盟中部支部	全日本合唱連盟関西支部
全日本合唱連盟中国支部	全日本合唱連盟四国支部	全日本合唱連盟九州支部

(審査員)

第9条 審査員は7名以上とする。
なお、選出方法については別に定める。

(出演人数)

第10条 出演人数は6名以上とする。

- 2 出演人数は、前項の出演人数の枠内で、県大会もしくは支部大会での最大申し込み人数の10%（端数は四捨五入）の増員まで認める。
- 3 出演人数には、指揮者・伴奏者・独唱者は含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は、出演人数に加えるものとする。

(出演の資格)

第11条 出演合唱団の資格は次のとおりとする。

- (1) 出演合唱団は、全日本合唱連盟に所属する各都道府県地区合唱連盟に加盟している小学校の合唱団で、支部の代表として支部長の推薦を受けた合唱団であること。ただし試行期間中は未加盟でも出場できる。
- (2) 同一校または複数の小学校に在籍する児童で編成する合唱団で当該正会員連盟の理事長及び支部長が認めた合唱団。
- (3) 団体名には学校名を入れることとする。
- (4) 出演団員は1回に限り出演できる。
- (5) 小中一貫校から出場する場合は、小学校相当学年の児童で編成する合唱団は出場することができる。

(指揮者・伴奏者)

第12条 指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わないが、当該校長が認めたものに限る。また、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は、第11条の出演資格を満たさなければならない。

(演奏曲)

第13条 演奏曲は次のとおりとする。

- (1) 出演団体は、課題曲と自由曲を全員で演奏して審査を受けるものとする。
- (2) 課題曲は、全日本合唱連盟発行の合唱名曲シリーズ小学校版から1曲を選択して演奏しなければならない。
- (3) 自由曲は、曲目・曲数に制限はない。
- (4) 演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。

(演奏時間)

第14条 演奏時間は課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了まで曲間を含めて7分00秒以内とする。演奏時間が超過した場合は失格とし審査の対象としない。

(伴奏楽器)

第15条 伴奏楽器は自由とする。ただし、主催者の用意するピアノ1台以外は、使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

(演奏曲・曲目順・伴奏楽器の変更禁止)

第16条 都道府県大会・支部大会・全国大会を通して、演奏曲目・曲目順・伴奏楽器を変更することはできない。

(出演順序)

第17条 全国大会の出演順序は、本大会開催年度の全日本合唱連盟春季理事会で、支部長の抽選により決定する。

(支部からの推薦方法及び推薦団体数)

第18条 試行期間中の支部からの推薦方法及び推薦団体数の上限は次のとおりとする。

- (1) 支部長は、決められた期日までに支部内の都道府県数を上限として推薦することとする。
 - (2) 支部大会を実施している場合は、支部大会の審査結果により団体を推薦する。
 - (3) 支部大会を実施していない場合は、支部内の各都道府県から1団体を推薦できる。
- なお、県大会も実施していない場合は、原則として同一団体を連続して推薦できない。

(出演経費)

第19条 参加料等は次のとおりとする。

- (1) 参加料は有料としその金額は全日本合唱連盟理事会で決定する。
- (2) 参加料は申し込みと同時に納入するものとし、一旦納入した参加料は原則として払い戻さない。
- (3) やむを得ない事情で本大会が開催出来なくなった場合、それまでに発生した費用を差し引いた金額を返金する。
- (4) 出演に要する費用は、出演団体の負担とする。

(審査と表彰)

第20条 全国大会出演の全合唱団に対して、金・銀・銅賞いずれかの賞を贈る。

なお、この他に特別賞を贈ることがある。

(規定違反の扱い)

第21条 出演資格など本規定に違反したときは出演を停止または入賞を取り消すことができる。

(規定の改廃)

第22条 この規定の改廃は、全日本合唱連盟理事会出席者の過半数の賛成による議決をもって行なう。

(付則)

- 1 この規定は、6年間の試行期間中を対象とする。
- 2 この規定は、2019年4月1日から施行する。
一部変更 2023年 2月19日改正 (合同合唱団の校数等変更、試行期間変更)